

## 学術集会発表における倫理指針

一般社団法人日本フットケア・足病医学会  
倫理委員会

本学会学術集会の個人発表における倫理指針を以下のように定める。

### 1. 著作権について

学術集会抄録集の著作権は、日本フットケア・足病医学会に帰属する。

### 2. 二重発表について

演題登録の際には、他学会で発表した演題あるいは発表予定の演題は発表できない。

### 3. 「人を対象とする生命医学・医学系研究」における研究対象者への倫理的配慮について

(1) 「人を対象とする生命医学・医学系研究に関する倫理指針」(以下、「研究倫理指針」という)) (令和3年3月23日一部改正 文部科学省・厚生労働省・経済産業省) に該当する研究について、「研究倫理指針」に定める倫理審査委員会の要件を満たした所属機関等の倫理委員会で承認を得ることが望ましい。承認を得た場合、抄録の「倫理的配慮」には、「●倫理審査委員会の承認を得ている(承認番号○○)」旨を記載する。

(2) 「人を対象とする生命医学・医学系研究に関する倫理指針」に該当しない研究について

「症例報告等」を行う場合は、倫理審査委員会の承認を必ずしも必要としないが、抄録の「倫理的配慮」には、本学会が賛同している外科関連学会協議会「症例報告を含む医学論文及び学会研究会発表における患者プライバシー保護に関する指針」

[https://jfcpm.org/docs/journal/5th\\_privacy.pdf](https://jfcpm.org/docs/journal/5th_privacy.pdf) に留意して記載する。

### 4. 「人を対象とする研究」ではない研究の倫理的配慮について

「人を対象とする研究」に含まれない文献検討や人を対象としない実験等は、抄録での倫理的配慮の記載は不要とする。

尚、詳細については、該当学術集会会長の裁量に委ねる。